

平成28年 4 月 1 日

建設工事一般競争（指名競争）

入札参加有資格者 各位

高知市総務部 契約課

平成28年度 入札・契約制度の改正等について

平成28年度に高知市が発注する建設工事に係る入札・契約制度の改正等は、下記のとおりです。

記

1 設計書の標準書式の改正に伴う予定価格算定方法の変更

設計書の標準書式を改めることに伴い、請負対象金額に予定価格算定方法の変更を行います。

（平成28年 4 月 1 日以降に公告，指名通知，随意契約のため見積り依頼するものから適用する。）

※ 詳細につきましては、別紙「[予定価格の算定方法について](#)」をご覧ください。

2 建設工事及び建設工事に係る委託業務の最低制限価格等算定方法の改正

国土交通省の直轄工事や建設工事に係る委託業務に係る低入札価格調査基準の見直しを見直しに準じ、本市における最低制限価格等の算定方法を改正します。

（平成28年 4 月 1 日以降に公告，指名通知するものから適用する。）

※ 詳細につきましては、別紙「[建設工事の最低制限価格算定方法の改正について](#)」及び「[工事に係る委託業務の最低基準価格の算定方法の改正について](#)」をご覧ください。

3 電子入札の拡大

改正時期：平成28年 9 月予定

（現行） 予定価格が概ね5,000万円以上の建設工事

↓

（改正）	土木一式工事，建築一式工事	…	予定価格2,000万円以上
	電気工事，管工事	…	予定価格2,500万円以上
	その他工事	…	予定価格3,000万円以上

※電子入札の拡大に伴い、新たに電子入札への参加対象となる業者様への説明会は平成28年 7 月頃をしております。

4 総合評価落札方式の評価項目及び評価基準

平成27年度からの変更はありません。一部文言整理を行っています。

※ 平成28年度の評価項目及び評価基準は別添「総合評価落札方式評価項目及び評価基準」をご覧ください。

5 建設工事に係る入札・契約手続きの暫定的な措置の継続

平成25年12月18日から施行している暫定措置を平成28年度も当面継続します。暫定措置を終了する場合はホームページにてお知らせします。

※ 平成25年12月18日施行の暫定措置は、別添「建設工事に係る入札・契約手続の暫定的な措置について（通知）」をご覧ください。

6 建設工事等における社会保険未加入業者等への対応について（周知）

本市では入札参加申請において、事業所として社会保険制度への加入を資格要件としており、社会保険制度未加入業者を（適用除外の業者を除く）を排除しています。

しかしながら、労働者単位で見れば、現場ごとに事業所を転々とする技術者等が多いなどの背景もあり、長期雇用関係が見込まれない事等を理由に、社会保険への加入をさせず、公共工事における現場代理人や技術者として配置するといったことがみられるなど、建設業に携わる労働者の福利厚生に妨げに繋がっています。この状況を受けて、平成29年度からの制度実施に向けて、以下のとおり社会保険未加入者及び事業所への対応を検討していますのでお知らせします。

- （1）現場代理人、主任（監理）技術者については、社会保険等加入者である事を配置要件とする。
- （2）建設工事における社会保険等未加入業者との一次下請契約を禁止する。

以上

事務担当 高知市 総務部 契約課
高知市本町4丁目1番24号（本町仮庁舎2階）
TEL:088-823-9416 FAX:088-823-9496
E-mail: kc-050500@city.kochi.lg.jp